

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「第二海堡」上陸ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、「観光ビジョン実現プログラム2018」の主要施策に位置づけられた「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」の取り組みに向けて、第二海堡を活用したインフラ・ヘリテージツーリズムの早期実現を官民連携により推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 目的実現のため会員による協力体制の確立、情報共有に関すること
- (2) 一般公開・開放に向けた取り組みに関すること
- (3) 上陸ツーリズムに係る手続き要領に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、別表1の構成員により組織する。

2. 協議会の会長は、構成員の中から選出するものとし、会長は必要に応じて会議を招集することが出来る。
3. 協議会により、必要と認められる場合は、会議に構成員以外の出席を求めることが出来る。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局港湾空港部クルーズ振興・港湾物流企画室に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の変更は、本協議会の議決によらなければならない。

(補 則)

第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規約は、平成31年7月3日から施行する。

平成31年2月21日 別表1の構成員改正

令和2年4月1日 第5条の改正

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会 構成員

所 属	職 名 等
日本大学理工学部まちづくり工学科	教授 阿部 貴弘
関東学院大学法学部地域創生学科	准教授 木村 乃
一般社団法人日本旅行業協会関東支部	事務局長
一般社団法人全国旅行業協会神奈川県支部	支 部 長
一般社団法人全国旅行業協会東京都支部	支 部 長
一般社団法人全国旅行業協会千葉県支部	支 部 長
内閣官房副長官補付	内閣参事官
海上保安庁警備救難部環境防災課	課 長
国土交通省港湾局産業港湾課	課 長
国土交通省関東運輸局観光部	部 長
海上保安庁第三管区海上保安本部総務部	部 長
一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所	所 長
富津市建設経済部	部 長
横須賀市文化スポーツ観光部	部 長
国土交通省関東地方整備局港湾空港部	部 長
国土交通省関東地方整備局東京湾口航路事務所	所 長